

**令和5年第1回筑紫野市農業委員会総会
議事録**

令和5年1月10日 午後3時00分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和5年1月10日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年1月10日 午後4時20分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

筑紫野市環境経済部農政課農政担当係長 橋本泰晴

5 会議に付した事項

農地

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 2号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 3号 非農地証明願いについて

農政

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

議案第 3 号 農用地利用計画変更に関する意見照会について

○職務代理：それでは、定刻になりましたので、私のほうから進めさせていただきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第 6 条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年第 1 回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、4 番委員藤木委員、7 番委員高山委員を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い御審議をお願いします。お手元に既に配付されております議事録の順序に従い、本日の会議を進めます。

まず、報告事項のほうから行きたいと思います。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第 1 号、議案書のとおり農地の権利移動届出が 3 件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号 1、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□外 2 筆。地積は、田 6,661 平米、合計は 6,661 平米。届出の事由は相続でございます。備考欄にもありますように、あっせんの希望につきましてはありませんでした。

続けて、番号 2、筑紫野市□□、□□外 2 名。届出地の表示、□□外 7 筆。地積は、田が 4,393.65 平米、畑が 198 平米、合計が 4,591.65 平米でございます。届出の事由は相続で、備考欄にありますように、あっせん希望につきましてはありません。

番号 3、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は□□外 17 筆でございます。地積は、田 1 万 3,660.1 平米、畑が 155 平米、合計が 1 万 3,815.1 平米。届出の事由は相続で、あっせんの希望につきましてはございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○職務代理：本件について質疑のある方はお願いします。

（なし）

○職務代理：ないようですので、報告第 1 号については終わらせていただきます。

続いて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地の転用届出に関する報告をいたします。

報告第 2 号、議案書のとおり農地の転用届出が 1 件あります。事務局に説明をお願いいたします。

す。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田1,348平米、合計が同じく1,348平米。届出内容は、まず転用目的が倉庫付事務所で2棟でございます。構造規模は木造2階建。工事期間は令和5年1月15日から令和5年8月31日までとなっております。受付の月日は令和4年11月28日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○職務代理：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○職務代理：ないようです。以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第3号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1、譲受人、久留米市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田362平米、合計が362平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土と整地となっております。工事期間は令和5年1月31日から令和5年3月31日までとなっております。受付月日につきましては、令和4年12月5日となっております。

以上でございます。

○職務代理：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○職務代理：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

会長が来られましたので、ここでお譲りをいたします。

○議長：議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○職務代理：番号1、譲受人、筑紫野市□□、農事組合法人□□理事、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外3筆。地積、田1,399平米、畑197平米、合計の1,596平米。異動内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

5ページに、場所でございますが、□□の隣になるんですけど、その枠囲みをしてある下が、原というか、□□から□□を通して□□に行くトンネルを越えたところの道の北側になります。

6ページに□□と□□というところで見えますが、その周りはほとんどもう法人に名前が変わっ

ておりまして、個人から法人に渡すということの申請でございます。現場に行きまして、全部この法人がここの管理をしていくということでの御承認をお願いしたいということでしたので、私のほうで今日皆さんのほうに提示したような内容でございます。別に問題はないというふうに思っております。

以上でございます。よろしく御審議お願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番について、事務局より追加の説明がありましたらお願いします。

○事務局：事務局からは特段の追加事項はございません。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、7ページをお開けください。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番委員の□□さん、よろしくお願いいたします。

○委員：農地の転用について、譲受人、大野城市□□、□□代表、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□外3筆。地積、畑2,284平米。申請内容、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年2月10日から令和5年3月31日。農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、区域外。

場所としましては、次の8ページにあります□□線、□□から□□に通る137号□□線ですけど、その□□に□□さんがいます。□□の前に□□という□□会社がありますが、その裏側になります。この場所でもありますけども、ここは一応畑となっておりますけど、私の記憶ではもう四、五十年何も使われていない、そのままの昔のままの牛とか馬でしてあったような畑でありまして、今は竹林とかもう原野化しておりまして、畑として使えるようなところではありません。

一応それで審議をお願いしたいと思います。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員さんのほうからも話がありましたように、現地は原野化してしまっていて、窓口の相談でも非農地にならないかというような話があったところなんですけども、近くに住宅とかが点在していますので、転用を出してくださいということで指導していた案件でございます。一応資材置場ということで書かれていますけども、目的としましてはキャンプ用品の保管あるいは展示をするというふうに聞いております。

用排水処理に条件付とありますけども、雨水・雑用水等の排水できるよう確実に実施することということで、条件付きで申請を上げるという形で取っております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：これは市の要綱に該当ということで、ここは1,000平米以上の、宅地開発ではないので、それと少し、これは□□さん、高台にあるんですかね、これ。

○委員：高台というかそんなに県道からそう高くはないですけど。

○委員：□□の裏側ぐらいですね。

○委員：そうです。

○委員：あとは、ここに書いてある用排水路の条件付ということですので、今こういうところも水害の関係とかがありますので、そこだけは市のほうも指導されると思いますので。

○委員：水路も横にありますので。

○委員：そうですか。分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

10ページをお開けください。

議案第3号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1 番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくお願いします。

○職務代理：議案第 3 号、番号 1、申請人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。申請地の表示、□□。地積、田179平米。申請内容、当該地は平成 9 年より資材置場として利用のため、現況は雑種地となっていると。備考欄に、昭和56年12月21日付、建売住宅地として転用許可済みということで、場所としては次のページ、11ページでございます。

これも□□のところからまだずっと上がったところですよ。□□やらあるところの裏になりますが、ちょっと細いところございまして、12ページに□□の表示がなされておりまして、もともと建売でされたところが、住宅とそのまな田としてまだ残っていたというところですよ。雑種地でもう26年税金払っていただいて、転用許可は昭和56年ですので、42年経過しているところにありますので、非農地証明願が出ておりますので、私のほうとしては了承したところでございますので、今日皆さんに御審議をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長：それでは、事務局、追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：□□委員さんのほうから今話がありましたように、以前、建売住宅地として転用が出ておりました。売れた宅地については地目の変更がなされていたんですけど、この分がちょっと残っているということでしたので、今回非農地として届出が出されたところでございます。宅地分譲の残地です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その次のページをお開けください。

農政議案に移ります。

農政議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4－1－001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、大野城市瓦□□。所在地、□□。地目、田。面積は862。利用権の種類は使用貸借。利用権の内容は麦期間の借地。期間につきましては、令和5年1月11日から令和11年6月10日の期間7年間となっています。

以下、記載がございますけども、そちらについてはお読み取りください。

一番最後の総計になりますけども、件数としましては新規で10件、筆数につきましては同じく新規で26筆、合計面積が2万8,982平米の利用権設定に関する件でございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：2番目の名前の□□さんという人は、あそこの□□のところになるんですか。□□の農地のあっせん、一緒ですかね。何か月か前の立明寺の。

○事務局：あっせんで出ていた分ですね。

○委員：そうです。そのときの裏の方が、□□に□□ってあるんですけど、そちらの息子さんが、その日は新規就農という、農地を借りて米作りをしたいという。ちょっと下の名前ははっきり覚えていなかったのですが。正しいという字が使っているので多分そちらかな、多分□□の社長の息子さんで、いつかの農地を当たってもらったということで言われたから、もう事前に当たったところは申請を出されたのかなという。だから立明寺の案件も多分この前農業委員会の際に聞いたらもう手続的に進めるみたいなのだけで言ってあったので、私も本人も父である社長のほうに聞いたら、もう所有者の福岡市南区の所有者の方には書類のやり取りを年末確認したときにはやっていますよと言われていたので、今月申請が上がるかもしれないかなと思ってちょっと今この名前を見て思ったものですから。10月25日のあっせんの申請があるので、これが、11月の農業委員会に上がっていた資料に、□□の田んぼのあっせんの依頼書がありましたので、そうですね、11月の農業委員会。

○事務局：□□か何かですね。

○委員：そうそう、そうです。

○事務局：そちらとの利用権と一緒にどうかはちょっと分からないんですけども、ちょっとその家族構成とかは、ちょっと。

○委員：そこは分からないんですね。

○事務局：はい。

○委員：多分そうかなと思ったものでちょっと聞いてみたんですけどね。貸付者が□□って書いて

であるから、自分の土地も貸して、□□が多分農産加工場の社長ですもんね。だから多分息子さんで間違いないかなと思います。

○事務局：一応、あっせんの申出者の方は□□の方で、あと、借りられる方の話をされてあると思うので、ここにはちょっと出てきていないので、ちょっとそこは調べてみないと一緒かどうかは。

○委員：分かりました。真ん中ぐらいに□□とありますので、そちらが多分□□さんのお父さんの名前だと思いますので、分かりました。

○議長：よろしいですか。

○委員：いいです。すみません。

○議長：では、ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、その先のページをお開けください。

農政議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

番号5-01-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□株式会社代表取締役、□□。借受人住所、筑紫野市□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,439平米。農振区分は農用地。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和5年2月1日から令和14年10月31日までの期間10年間となっております。賃借料につきましては反当たり1万円で、備考にもありますように中間管理機構が絡むやり取りの分でございます。総計につきましては、件数が新規1件、筆数は新規4筆、合計面積が5,868平米の配分計画の意見照会の件でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：それではお諮りいたします。

本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

では、その先をまたお願いします。

農政議案第3号、農業振興地域整備計画（農用地利用計画変更）に関する件を議題といたします。

計画の変更内容について、農政課の説明をよろしくをお願いいたします。

○農政担当：では、農政課農政担当係長の□□といいます。よろしくお願いします。

それでは、議案第3号の農用地利用計画の変更についての意見照会についての説明をさせていただきますと思います。

議案書にありますように、3件の申出が対象になっております。

すみません、議案書のほう、お配りしている分の訂正事項がありまして、すみません、まず2番目の□□さんの御住所が申出当初から転居されておりまして、議案書のほうは□□というふうになっておりましたが、□□のほうが正確になりますので、訂正をよろしくをお願いいたします。

それとあと、同じく面積がセットバックで30平米除外の対象用地に含む必要がありましたが、ちょっと外し忘れておりまして1,405平米となっておりますが、実際には1,435平米が対象の面積となりますので、先に訂正をよろしくをお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきますと思います。

手続を進めていくに当たりまして、農業委員会を含む関係機関への意見照会というのが必要になりますので、今回諮らせていただくものになります。

では、事前に配付しております資料に沿って説明させていただきます。

受付番号1番から順番に御説明いたします。

まず、受付番号1、□□について御説明いたします。

まず、最初のページの様式第1号の2の補足説明になります。概要としましては、申出者が太宰府市から転入するための住宅建設用地として農用地からの除外を行うもので、対象地は父親の所有地となっております。申出者は現在営農してありますが、今後も父親が所有する農地を含めて管理を行っていく予定ということでお聞きしております。

一枚めくっていただきまして、農用地利用計画変更に関する検討結果についてを御覧ください。こちらのほうで、内部で検討いたしました内容について記載しております。資料としまして、箇所図、計画平面図、計画断面図、求積図を後ろのほうに添付しております。

各号の検討内容ですが、1号要件につきましては、規模、代替地、関係法令の許可見込みについて検討を行いまして、要件を満たしているというふうに判断しております。

次に、2号要件につきましては、変更に伴い、隣接する農業地の効率的、総合的な利用への影響について検討いたしまして、こちらのほうも支障がないものと判断しております。

次に、3号要件につきまして、農業経営者の農用地の利用集積への影響を検討しまして、支障はないものと判断しております。

次に、4号要件につきまして、土地改良施設等の機能への影響を検討しまして、支障がないものと判断しております。

次に、5号要件につきましては、土地改良事業の対象である場合の基準について検討し、本道寺の土地改良事業の受益地に含まれていないことを確認しております。

以上の検討結果により、農用地利用計画の変更は妥当であるというふうに判断をしております。

受付番号1につきましては、以上で説明を終わります。

○議長：では、続けていきましょうか。

○農政担当：よろしいですか。

○議長：続けてお願いいたします。

○農政担当：次に、受付番号2の□□について御説明いたします。

まず、最初のページの様式第1号の2の補足説明を行います。

概要としましては、新たに農機具等の保管が可能な住宅を確保する必要性が生じたことから、農用地からの除外を行うもので、対象地は本人の所有地となっております。営農継続のための住宅建設であり、今後も営農を継続する予定というふうになっております。

一枚めくっていただきまして、農用地利用計画変更に関する検討結果についてを御覧ください。こちらに検討内容について記載しております。資料としまして、箇所図、計画平面図、計画断面図、求積図、水路付替図を添付しております。

各号の検討内容ですが、1号要件につきましては、規模、代替地、関係法令の許可見込みについて検討を行い、要件を満たしていると判断しております。

2号要件につきましては、変更に伴い、隣接する農用地の効率的、総合的な利用への影響について検討し、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

3号要件につきましては、農業経営者の農用地の利用集積への影響を検討し、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

4号要件につきましては、土地改良施設等の機能への影響を検討し、水路付替を行うため、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

5号要件につきましては、土地改良事業の対象である場合の基準について検討し、対象地では

ないということを確認しております。

以上の検討結果により、農用地利用計画変更は妥当であると判断しております。

受付番号2について、以上で説明を終わります。

続きまして、受付番号3の□□について御説明いたします。

まず、最初のページの様式第1号の2の補足説明を行います。

概要としましては、市外から転入して生活しておりましたが、住居が手狭となり、新たに住宅確保が必要となったことから住宅建設用地として農地からの除外を行うもので、対象地は母親の所有地となっております。

一枚めくっていただきまして、農用地利用計画変更に関する検討結果について御覧ください。こちらに検討を行った内容について記載しております。資料としまして、箇所図、計画平面図、計画断面図、求積図、水路付替図を添付しております。

各号の検討内容ですが、1号要件につきましては、規模、代替地、関係法令の許可見込みについて検討を行い、要件を満たしていると判断しております。

2号要件につきましては、変更に伴い、隣接する農用地の効率的、総合的な利用への影響について検討し、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

3号要件につきましては、農業経営者の農用地の利用集積への影響を検討し、面積的に農業を経営する認定農業者への影響が少なく、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

4号要件につきましては、土地改良施設の機能への影響を検討し、水路付替を行うため、支障を及ぼすおそれがないものと判断しております。

5号要件につきましては、土地改良事業の対象である場合の基準について検討し、対象地ではないということを確認しております。

以上の検討結果により、農用地利用計画変更は妥当であるというふうに判断しております。

以上で、3件の議案の御説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

ただいま、本来でしたら一つずつするべきところもありましたが、まとめて3件、場所がそれぞれ違いますが、報告をいただきました。

この内容につきまして、質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：提示番号2番の面積がかなり大きいですね。そして、この方は現に住んでいらっしゃる住居の中にそういう農家住宅を建設することはできないんですか。

○農政担当：御相談の時点で当然ほかの農用地以外のところでそういった住宅は建てられないかということの検討を説明を聞いた上で行いましたが、基本的に面積であったりとか、あと、ほか

の農用地以外のところであれば段差があって造成等の費用がかかるということで、既存のところはもう移らないといけないという御事情がいろいろありまして、ちょっとあまりプライバシーに関するところをお伝えできないのがあれなんですけど、そういったところもありまして、可能なところということでこちらのほうになっております。

○委員：だったら、建てる土地があるのに結局農地をどんどん転用許可をもらっていくというのはあんまり好ましいことじゃないと思うんで、ちょっと意見を述べさせていただきました。

○議長：ほかにございませんか。

どうぞ。

○委員：□□さんの案件ですけど、坂田□□さんは私も場所は知っているし本人も知っていますのであれなんですけど、今こちらの委員さんがおっしゃったように、たしか自宅もそれなりに大きかったけど、いろいろ事情があってということですよ。

○農政担当：そうですね。

○委員：今回建てられるのは2世帯住宅になっていますけど、本人さんと、まだあちらは両親はおられたかな。2世帯を、それなりに大きい家を建てられるということですよ。旧宅の家は多分、現の所有はお父さんの名義だと思うんですけど、それかおじいちゃんの名義だと思うんですけど、それはそのまま置かれておく状況ですかね、旧宅というのは、そのまま。

○農政担当：今現在のところ。

○委員：そうそう。

○農政担当：今現在のところは、基本的には、ちょっと詳しいところまではあれなんですけど、立ち退かなきゃいけないというふうに。ですから、結局、既存のところに建て替えるとかという選択肢がないということだけはお伝えしておきます。

○委員：できないと。分かりました。そういう事情があれば、ほかに宅地にしやすいというか、今委員さんがおっしゃったようにかなり広い面積ですので、けど、ほかの土地でするとかなり造成費を使って建築費が上がると。

○農政担当：そうですね。

○委員：というところで、ここだったら隣の土地も西側の土地も、これは□□さんかな、ですの
で、立ち並びでこちらが適当かなというところをお願いに挙がってあるということですね。

○農政担当：そうですね。そういった内容での申出になっております。

○議長：ありがとうございます。

○委員：ここは都市計画区域外ですか。都市計画区域外でしょう。

○農政担当：2番の□□の分ですか。

○委員：そうです。

○農政担当：は、都市計画区域内ですね。

○委員：区域内。

○農政担当：区域内です。

○委員：では、用途としてはここは市街化ですか。

○農政担当：いえ、ここは調整区域になります。

○委員：調整。

○農政担当：はい。ですから、建築とかの関係にも協議に行ってもらっています。

○委員：さっき□□さんが言われたけど、面積が大きいのは大きいんですけど、これはちょうどあれでしょう、バイパス、鳥栖、県道。

○農政担当：そうです。

○委員：県道の横の。

○農政担当：そうです。

○委員：大きな農地ですね。

○農政担当：そうです。

○委員：なら、調整区域内でも住宅建設で1,400平米の農地を全部転用したいということですね。

○農政担当：そうですね。あくまで農家住宅ということで相談があっておりましたので、農家住宅として建てられるかどうかというところでの関係機関への協議を行うと。

○委員：農家住宅というのは、これ、本人さんの土地じゃなくて、□□さんが。

○農政担当：ここは本人さんの土地ですね。所有地です。

○委員：本人の。

○農政担当：はい、所有地です。本人の所有地の中でどこだったら建てられますかという話を当然させていただいて、その中で諸条件がつくのがここだったという検討を行っているということになります。

○委員：いや、後から何か目的外に何かされるんじゃないかなと思ったりもちょっと思ったからですね。

○委員：面積も広いし道路にも面しているしね。

○委員：必要最低限、大分この辺の農家は大体一反屋敷で300坪、大体一反屋敷、1,000平米が普通の、昔からの、筑前国の農家は大体。家屋敷が1反ぐらいの。田畑は2反3反あってもね。

○議長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、まとめて3件一緒に決議を採りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これより採決を行います。

農業振興地域整備計画（農用地利用計画変更）の内容について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することといたします。

それで、一応議案等は終わりました。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。